障害者割引制度のご案内

▼ 「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第１種」または「第２種」とあるもの）を提示されると、次の割引が適用となります。

種別	割引の対象となるお客様	乗車券類の種別	割引率	割引の条件など、ご注意いただきたい事項
第1種	ご本人さま単独	普通乗車券	5割*	・100キロを超える区間をご利用の場合に限ります。
	ご本人さまと介護者の方	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者の方はおひとりのみ割引が適用できます。 ・小児の定期乗車券は割引を適用できません。 ・ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。 ・介護者の方が通学定期乗車券を購入できる資格をお持ちの場合であっても、割引を適用した通勤定期乗車券を発売いたします。
第2種	ご本人さま単独	普通乗車券		・100キロを超える区間をご利用の場合に限ります。
	ご本人さま（12歳未満に限る）と介護者の方	定期乗車券		・介護者の方はおひとりのみ割引が適用できます。 ・小児の定期乗車券は割引を適用できません。 ・ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。 ・介護者の方が通学定期乗車券を購入できる資格をお持ちの場合であっても、割引を適用した通勤定期乗車券を発売いたします。

＊ 割引した運賃の５円のは数は切り捨てます。

▼ ご旅行中は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」（以下「各障害者手帳」という。）をご携帯ください。

▼ 本人と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

▼ 障害者手帳アプリ「ミライロID」のご提示でもご購入いただけます。ただし、マイナポータルとデータ連携されたものに限ります。（精神障害者割引については2026年６月14日より）

▼ 割引のきっぷをご利用の際は、各障害者手帳を携帯し、係員の請求があった際にはご提示してください。その際、「ミライロID」のご提示で、各障害者手帳のご提示に代えることができますが、その場合であっても各障害者手帳を携帯いただく必要があります。

▼ 当社管内の在来線を割引きっぷにてご乗車される際は、所定の割引乗車券に代えて、自動券売機（近距離きっぷ機能）で発売する小児乗車券によりご利用いただくこともできます。この際、必ず係員のいる改札をお通りください。

▼ 本人が小児及び乳幼児の場合、もしくは介護者が小児の場合は、自動券売機でご購入いただけませんので、窓口にてお買い求めください。